

# 参 考 资 料

## 職 員 給 与

第 1 表 給料表別、部局別人員

区 分	部 局 別 人 員						計	給料表別構成比		
	知事部局 (企業職員 を除く)	警 察	議 会	教 委 員 会	そ の 他 の 行 政 委 員 会	企 業 職 員				
	人	人	人	人	人	人	人	%	%	
行 政 職	2,588	287	24	376	28		3,303	22.8	22.5	
公 安 職		1,930					1,930	13.3	13.2	
教 育 職 (一)				2,305			2,305	15.9	15.7	
教 育 職 (二)				1			1	0.0	0.0	
研 究 職	216	11					227	1.6	1.6	
医 療 職 (一)	147						147	1.0	1.0	
医 療 職 (二)	191			5			196	1.4	1.3	
医 療 職 (三)	806	2					808	5.6	5.5	
計	3,948	2,230	24	2,687	28		8,917	61.6	60.8	
県 費 負 担 職 員	教育職(二)			5,286			5,286	36.5	36.1	
	行政職			253			253	1.8	1.7	
	医療職(二)			17			17	0.1	0.1	
	計			5,556			5,556	38.4	37.9	
合 計	3,948	2,230	24	8,243	28		14,473	100.0	98.7	
参 考	技 勞 能 職	93	4	4	50		151		1.0	
	企 業 職 員	行 政 職					37	37		0.3
		技 勞 能 職					5	5		0.0
		計					42	42		0.3
	總 計	4,041	2,234	28	8,293	28	42	14,666		100.0
部 局 別 構 成 比	%	%	%	%	%	%	%			
	27.6	15.2	0.2	56.5	0.2	0.3	100.0			

第2表 平均給与月額

区 分		全 給 料 表	う ち 主 な も の			
			行 政 職	公 安 職	教 育 職 (一)	教 育 職 (二)
適 用 人 員		14,473 人	3,556	1,930	2,305	5,287
平 均 給 与 月 額	給 料	347,600 円	320,919	307,840	382,883	363,618
	諸 手 当	32,354 円	32,526	28,174	27,866	25,962
	計	379,954 円	353,445	336,014	410,749	389,580
平 均 年 齢		41.7 歳	40.8	36.8	44.8	42.9
(参考) 学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	81.6 %	68.5	61.7	97.3	97.8
	短 大 卒	9.0 %	12.7	2.9	2.3	2.2
	高 校 卒	9.4 %	18.8	35.4	0.4	-
	中 学 卒	0.0 %	0.0	0.0	-	-

- (注) 1 行政職及び教育職(二)の適用人員には、それぞれ県費負担職員を含む。  
 2 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年給料表切替に伴う経過措置額を含む。  
 3 諸手当は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務・へき地手当(これに準ずるものを含む。)、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び管理職手当である。

## 民間給与実態調査の概要

### 1 調査の目的と時期

この調査は、本県の一般職の職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を平成29年5月から6月にかけて調査したものである。

### 2 調査機関

本委員会並びに人事院及び各県等の人事委員会

### 3 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（宗教及び外国公務を除く。）」に分類された577事業所（従業員数81,106人）

#### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、産業、規模等により13層に層化し、経費、労力等を考慮して定めた抽出率を用いて、これらの層から150事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第3表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### (3) 調査実人員

6,033人（うち初任給関係593人）であるが、行政職に相当する調査実人員は5,507人（うち初任給関係536人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は24,557人であり、うち行政職に相当するものは20,525人である。

### 5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

(2) 集計については、その一部を人事院に依頼した。

第3表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所				
産 業 計		132	46	63	23
建 設 業		12	6	4	2
製 造 業		55	18	27	10
電気・ガス・熱供給・水道業		1	1	0	0
情報通信業、運輸業、郵便業		17	11	5	1
卸売業、小売業		16	4	8	4
学術研究、専門・技術サービス業		3	0	3	0
金融業、保険業		3	1	1	1
宿泊業、飲食サービス業		6	0	2	4
教育、学習支援業、医療、福祉		9	2	7	0
サービス業（その他）		10	3	6	1

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能・規模不適の事業所が18あった。  
 2 「500人以上」とは企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、下表について同じ。)

第4表 職種別、学歴別、規模別初任給

学 歴	職 種	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	規模計
		円	円	円	円
大 学 卒	新卒事務員	197,929	199,371	187,658	197,364
	新卒技術者	210,134	201,868	—	205,412
	計	202,693	200,260	187,658	200,087
短 大 卒	新卒事務員	173,566	164,787	155,933	163,038
	新卒技術者	171,856	184,146	※	176,513
	計	172,354	169,822	157,840	167,740
高 校 卒	新卒事務員	161,677	163,358	149,852	156,425
	新卒技術者	164,313	156,661	153,857	159,890
	計	163,308	158,040	150,728	158,412

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 2 「※」は、調査事業所が1事業所の場合である。  
 3 「—」は、該当人員のいないことを示す。

備考 職員の場合、現行の初任給（事務・技術共通）は、大学卒程度 178,200円、短大卒程度 158,800円、高校卒程度 146,100円である。

第5表 職種別、規模別、学歴別給与額等

その1 規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 系 職 種	支 店 長	6	52.3	741,068	1,582	739,486	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	4	50.0	739,328	0	739,328	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	57.0	744,550	4,745	739,805	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	5	52.4	680,655	0	680,655	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	2	52.0	734,450	0	734,450	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	52.7	644,792	0	644,792	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	143	51.5	582,735	1,042	581,693	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	112	51.5	603,047	850	602,197	
	短 大 卒	16	50.1	501,099	3,338	497,761	
	高 校 卒	14	52.7	523,594	24	523,570	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 部 長	78	51.4	546,092	3,857	542,235	同 上
	大 学 卒	42	52.8	556,974	2,494	554,480	
	短 大 卒	11	48.2	548,314	0	548,314	
	高 校 卒	25	50.4	526,833	7,843	518,990	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	45	50.3	643,672	40,593	603,079	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 。 中 間 職 ( 部 長 一 課 長 間 )	
大 学 卒	34	50.4	660,982	34,974	626,008		
短 大 卒	3	47.3	581,869	72,100	509,769		
高 校 卒	8	50.8	593,279	52,663	540,616		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	13	50.8	506,265	640	505,625	同 上	

(注) 「※」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	大 学 卒	6	53.0	529,576	924	528,652	2係以上又は構成員 10人以上の課の長。 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職  同 上  前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者。課長 に直属し部下4人以上を 有する者。職能資格等が 上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課 長代理級専門職。中間職 (課長一係長間)  同 上  係長等の職名を有す る者又は係長級専門 職
	短 大 卒	4	48.0	459,048	0	459,048	
	高 校 卒	3	50.0	522,601	924	521,677	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	234	47.9	531,159	20,636	510,523	
	大 学 卒	152	46.7	543,759	18,359	525,400	
	短 大 卒	29	48.3	455,270	9,953	445,317	
	高 校 卒	53	51.3	536,548	33,012	503,536	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 課 長	196	46.7	466,036	9,979	456,057	
	大 学 卒	113	46.1	468,506	11,037	457,469	
	短 大 卒	23	48.6	477,987	3,487	474,500	
	高 校 卒	60	47.0	456,804	10,477	446,327	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長 代 理	90	49.3	479,047	52,032	427,015	
	大 学 卒	36	44.8	485,984	36,312	449,672	
	短 大 卒	16	47.3	437,811	41,930	395,881	
	高 校 卒	38	54.4	489,839	71,179	418,660	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 課 長 代 理	28	44.5	429,621	27,008	402,613	
	大 学 卒	16	42.8	443,079	22,192	420,887	
	短 大 卒	5	46.8	485,354	45,572	439,782	
	高 校 卒	7	46.9	359,050	24,757	334,293	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	400	43.3	383,885	39,798	344,087		
大 学 卒	215	40.2	379,748	42,348	337,400		
短 大 卒	81	45.2	362,861	29,820	333,041		
高 校 卒	103	48.1	408,967	42,343	366,624		

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 係 長	263	43.0	422,741	60,869	361,872	係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大 学 卒	142	41.4	407,381	52,525	354,856	
	短 大 卒	45	42.8	424,949	68,835	356,114	
	高 校 卒	76	46.3	450,134	71,743	378,391	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 主 任	373	39.4	347,018	44,244	302,774	係長等のいる事業所における主任。係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者。
	大 学 卒	197	36.2	356,284	52,184	304,100	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任。中間職（係長一係員間）
	短 大 卒	76	43.4	325,232	29,127	296,105	
	高 校 卒	99	42.6	343,269	38,619	304,650	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 主 任	282	39.4	386,502	75,397	311,105	同 上
	大 学 卒	160	37.7	390,265	81,927	308,338	
	短 大 卒	50	41.4	349,955	57,803	292,152	
	高 校 卒	72	41.9	403,520	73,103	330,417	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 員	1,644	34.7	276,173	28,693	247,480	
	大 学 卒	889	31.7	285,892	32,061	253,831	
	短 大 卒	367	37.5	265,101	24,509	240,592	
	高 校 卒	388	38.8	264,374	24,932	239,442	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 係 員	1,171	33.0	313,327	53,075	260,252	
	大 学 卒	666	31.6	324,612	60,652	263,960	
短 大 卒	187	34.3	294,916	45,450	249,466		
高 校 卒	317	35.1	300,366	41,690	258,676		
中 学 卒	1	※	※	※	※		

(注) 「中間職(〇〇-〇〇間)」とは、前後の職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が前後の職の間に位置付けられる者をいう。(以下その2からその4において同じ。)



その2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 関 係 職 種	支 店 長	6	52.3	741,068	1,582	739,486	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	4	50.0	739,328	0	739,328	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	57.0	744,550	4,745	739,805	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	2	52.0	734,450	0	734,450	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	2	52.0	734,450	0	734,450	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	63	51.6	653,532	1,297	652,235	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	50	51.8	671,849	1,280	670,569	
	短 大 卒	6	49.7	541,238	2,900	538,338	
	高 校 卒	7	52.3	618,954	48	618,906	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	43	52.6	569,398	2,925	566,473	同 上
	大 学 卒	27	53.3	558,422	3,880	554,542	
	短 大 卒	4	49.5	583,299	0	583,299	
	高 校 卒	12	52.2	589,459	1,750	587,709	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	38	50.9	682,665	48,071	634,594	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 。 中 間 職 ( 部 長 一 課 長 間 )	
大 学 卒	31	51.1	683,663	38,358	645,305		
短 大 卒	2	50.0	663,799	108,150	555,649		
高 校 卒	5	50.4	684,026	84,260	599,766		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	9	52.4	547,631	924	546,707	同 上	
大 学 卒	5	52.0	543,592	1,109	542,483		

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
				きま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
								円
事 務 係 職 種	短 大 卒	2	55.0	493,537	0	493,537	2係以上又は構成員 10人以上の課の長。 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	
	高 校 卒	2	51.0	611,826	1,386	610,440		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	166	48.2	569,618	27,703	541,915		
	大 学 卒	122	47.1	567,740	22,107	545,633		
	短 大 卒	8	48.8	533,778	28,906	504,872		
	高 校 卒	36	52.0	583,946	46,402	537,544		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	109	47.9	498,224	14,712	483,512		同 上
	大 学 卒	66	47.1	500,406	18,274	482,132		
	短 大 卒	13	50.5	493,648	3,326	490,322		
	高 校 卒	30	48.7	495,408	11,808	483,600		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長 代 理	87	49.5	482,159	52,242	429,917	前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者。課長 に直属し部下4人以上を 有する者。職能資格等が 上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課 長代理級専門職。中間職 (課長-係長間)	
	大 学 卒	36	44.8	485,984	36,312	449,672		
	短 大 卒	15	47.5	444,003	41,441	402,562		
	高 校 卒	36	55.1	494,234	72,673	421,561		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長 代 理	24	44.6	455,677	30,908	424,769	同 上	
	大 学 卒	16	42.8	443,079	22,192	420,887		
	短 大 卒	5	46.8	485,354	45,572	439,782		
	高 校 卒	3	50.7	473,408	52,953	420,455		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 係 長	204	43.8	419,363	47,830	371,533	係長等の職名を有す る者又は係長級専門 職		
大 学 卒	107	39.9	407,079	48,618	358,461			
短 大 卒	32	45.9	403,289	36,384	366,905			
高 校 卒	64	49.5	448,352	52,398	395,954			
中 学 卒	1	※	※	※	※			

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きまってる 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	153	42.1	444,396	67,690	376,706	係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大 学 卒	89	39.7	412,200	50,803	361,397	
	短 大 卒	26	42.2	439,124	77,362	361,762	
	高 校 卒	38	47.7	523,409	100,624	422,785	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 主 任	205	39.6	350,662	42,915	307,747	係長等のいる事業所における主任。係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者。係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任。中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	109	35.9	348,400	44,375	304,025	
	短 大 卒	38	44.7	314,431	20,667	293,764	
	高 校 卒	57	43.3	375,676	52,452	323,224	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 主 任	156	38.0	404,266	85,927	318,339	同 上
	大 学 卒	97	35.9	400,155	83,210	316,945	
	短 大 卒	22	41.1	365,842	63,029	302,813	
	高 校 卒	37	41.5	437,891	106,665	331,226	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	663	33.7	294,196	39,546	254,650		
大 学 卒	390	31.1	304,344	45,805	258,539		
短 大 卒	129	37.2	277,552	25,916	251,636		
高 校 卒	144	37.8	281,621	34,806	246,815		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 係 員	638	32.4	330,350	61,045	269,305		
大 学 卒	375	31.0	345,614	70,292	275,322		
短 大 卒	91	32.9	306,330	50,809	255,521		
高 校 卒	171	35.1	309,557	46,328	263,229		
中 学 卒	1	※	※	※	※		

その3 規模500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまってる 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	3	52.7	644,792	0	644,792	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	52.7	644,792	0	644,792	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	64	51.5	533,142	582	532,560	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	50	51.6	551,067	624	550,443	
	短 大 卒	8	49.5	488,132	750	487,382	
	高 校 卒	5	54.0	444,144	0	444,144	
	中 学 卒	1	※	※	※	※	
	技 術 部 長	32	49.8	522,931	594	522,337	同 上
	大 学 卒	14	51.4	561,106	0	561,106	
	短 大 卒	7	47.4	528,322	0	528,322	
	高 校 卒	11	49.3	470,914	1,727	469,187	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	7	46.6	431,994	0	431,994	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職。 中 間 職 ( 部 長 一 課 長 間 )	
大 学 卒	3	43.3	426,613	0	426,613		
短 大 卒	1	※	※	※	※		
高 校 卒	3	51.3	442,035	0	442,035		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	4	47.0	413,192	0	413,192	同 上	
大 学 卒	1	※	※	※	※		

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
								円
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	短 大 卒	2	41.0	424,559	0	424,559	2係以上又は構成員 10人以上の課の長。 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	
	高 校 卒	1	※	※	※	※		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		-
	事 務 課 長	64	47.5	437,967	3,595	434,372		
	大 学 卒	28	45.5	446,032	3,342	442,690		
	短 大 卒	19	48.5	427,685	3,020	424,665		
	高 校 卒	17	49.8	436,174	4,656	431,518		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		-
	技 術 課 長	79	44.6	425,204	3,270	421,934		同 上
	大 学 卒	42	44.2	421,103	978	420,125		
	短 大 卒	9	44.9	459,924	0	459,924		
	高 校 卒	28	45.1	420,195	7,760	412,435		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長 代 理	2	44.0	372,653	68,923	303,730	前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者。課長 に直属し部下4人以上を 有する者。職能資格等が 上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課 長代理級専門職。中間職 (課長一係長間)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	1	※	※	※	※		
	高 校 卒	1	※	※	※	※		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
	技 術 課 長 代 理	4	44.0	273,281	3,610	269,671	同 上	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	44.0	273,281	3,610	269,671		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	153	42.5	347,417	34,116	313,301	係長等の職名を有す る者又は係長級専門 職		
大 学 卒	87	40.5	351,722	39,009	312,713			
短 大 卒	39	45.2	332,813	24,189	308,624			
高 校 卒	27	45.5	354,639	32,693	321,946			
中 学 卒	-	-	-	-	-		-	

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きまってる 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	80	44.8	399,880	54,146	345,734	係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大 学 卒	37	45.2	402,776	60,415	342,361	
	短 大 卒	16	43.1	422,301	64,283	358,018	
	高 校 卒	27	45.3	382,625	39,547	343,078	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 主 任	152	39.1	348,320	48,606	299,714	係長等のいる事業所における主任。係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者。係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任。中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	81	36.3	372,437	65,735	306,702	
	短 大 卒	38	42.2	336,034	37,588	298,446	
	高 校 卒	33	42.4	303,269	19,250	284,019	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	90	42.0	388,302	71,720	316,582	同 上
	大 学 卒	49	40.9	392,046	88,718	303,328	
	短 大 卒	18	43.1	361,644	62,914	298,730	
	高 校 卒	23	43.5	401,191	42,399	358,792	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 員	758	35.9	269,566	21,695	247,871	
	大 学 卒	388	32.7	277,236	21,432	255,804	
	短 大 卒	190	38.1	264,341	24,380	239,961	
高 校 卒	180	40.3	258,548	19,427	239,121		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 係 員	436	34.0	301,184	45,009	256,175		
大 学 卒	241	32.2	305,617	51,446	254,171		
短 大 卒	67	38.0	301,355	40,341	261,014		
高 校 卒	128	35.3	292,749	35,333	257,416		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

その4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	16	51.0	502,342	1,875	500,467	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	12	50.5	532,954	0	532,954	
	短 大 卒	2	54.0	432,550	15,000	417,550	
	高 校 卒	2	51.0	388,459	0	388,459	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	3	50.0	459,092	52,025	407,067	同 上
大 学 卒	1	※	※	※	※		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	46.0	458,638	78,038	380,600		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	-	-	-	-	-	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者。 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職。 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同 上	
大 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
				きま っ て る 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
								円
事 務 係 職 種	短 大 卒	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員 10人以上の課の長。 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	4	43.5	426,225	0	426,225		
	大 学 卒	2	42.0	449,150	0	449,150		
	短 大 卒	2	45.0	403,300	0	403,300		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	8	50.3	430,685	11,754	418,931		同 上
	大 学 卒	5	49.2	445,600	0	445,600		
	短 大 卒	1	※	※	※	※		
	高 校 卒	2	49.0	390,260	28,535	361,725		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長 代 理	1	※	※	※	※	前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者。課長 に直属し部下4人以上を 有する者。職能資格等が 上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課 長代理級専門職。中間職 (課長一係長間)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	1	※	※	※	※		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長 代 理	-	-	-	-	-	同 上	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 係 長	43	43.0	345,327	21,905	323,422	係長等の職名を有す る者又は係長級専門 職		
大 学 卒	21	41.0	356,597	24,236	332,361			
短 大 卒	10	43.0	350,674	30,776	319,898			
高 校 卒	12	46.3	321,148	10,433	310,715			
中 学 卒	-	-	-	-	-			



職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	30	42.9	373,264	44,011	329,253	係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大 学 卒	16	41.8	391,219	43,856	347,363	
	短 大 卒	3	46.0	316,222	19,207	297,015	
	高 校 卒	11	43.6	362,706	51,002	311,704	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 主 任	16	39.0	287,950	19,818	268,132	係長等のいる事業所における主任。係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者。係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任。中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	7	39.1	292,145	16,979	275,166	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	9	38.9	284,687	22,026	262,661	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	36	39.2	305,025	38,955	266,070	同 上
	大 学 卒	14	38.4	315,511	49,261	266,250	
	短 大 卒	10	39.2	293,964	37,109	256,855	
	高 校 卒	12	40.2	302,008	28,471	273,537	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 員	223	33.5	245,045	20,209	224,836	
	大 学 卒	111	30.4	251,320	20,927	230,393	
	短 大 卒	48	36.5	234,651	21,234	213,417	
	高 校 卒	64	36.8	241,957	18,196	223,761	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 係 員	97	32.3	255,935	36,906	219,029		
大 学 卒	50	32.8	258,663	32,724	225,939		
短 大 卒	29	30.6	244,224	40,438	203,786		
高 校 卒	18	33.8	267,228	42,832	224,396		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

その5 給与比較の対象外職種（規模計）

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	1	※	※	※	見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-		
	守衛	1	※	※	※		
	用務員	-	-	-	-		
教 育 関 係 職 種	大学学長	1	※	※	※	※	
	大学副学長	4	64.5	823,628	0	823,628	
	大学学部長	9	58.4	740,166	5,643	734,523	
	大学教授	67	53.6	560,774	1,460	559,314	
	大学准教授	54	46.4	456,716	2,485	454,231	
	大学講師	49	40.9	393,473	2,129	391,344	
	大学助教	12	41.2	365,383	2,003	363,380	
職 種	高等学校校長	1	※	※	※	※	
	高等学校教頭	2	46.0	515,450	8,150	507,300	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	16	35.1	327,055	23,047	304,008	
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	2	43.0	446,265	20,905	425,360	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）
	研究室（係）長	8	40.5	491,173	106,386	384,787	構成員3人以上の室（係）の長
	主任研究員	11	37.6	371,219	61,198	310,021	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究員	31	33.3	328,982	55,804	273,178	
	研究補助員	5	32.0	230,910	28,764	202,146	

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副 院 長	-	-	-	-	上記院長に事故等があるときの職務代行者	
	医 科 長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上	
	医 師	-	-	-	-		
	歯 科 医 師	-	-	-	-		
	薬 局 長	1	※	※	※	※	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	4	50.5	371,061	22,344	348,717	
	診 療 放 射 線 技 師	5	47.2	326,074	1,414	324,660	
	臨 床 検 査 技 師	6	46.0	317,165	26,482	290,683	
	栄 養 士	8	38.5	302,276	6,598	295,678	
	理 学 療 法 士	15	25.6	241,814	635	241,179	
	作 業 療 法 士	23	35.0	293,329	1,332	291,997	
	総 看 護 師 長	1	※	※	※	※	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	18	47.7	368,308	8,430	359,878	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	66	40.8	317,069	18,600	298,469		
准 看 護 師	48	48.8	280,060	18,878	261,182		

(参考1) 給与比較上の対応関係

行政職の職員の 職務の級 (主たる役職)	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上の 事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模100人未満の 事業所
9 級 (部長)	支店長、工場長、 部長、次長		
8 級 (統括次長)	課 長	支店長、工場長、 部長、次長	支店長、工場長、 部長、次長
7 級 (次長)			
6 級 (課長)	課長代理	課 長	課 長
5 級 (統括課長補佐)			
4 級 (課長補佐)	係 長	課長代理	課長代理
3 級 (係長)		係 長	係 長
2 級 (主事・技師)	主 任	主 任	主 任
1 級 (主事・技師)	係 員	係 員	係 員

(参考2) 公民比較における比較給与種目

民間給与	職員の給与
きまって支給する給与 <sup>注1</sup> から 時間外手当 <sup>注2</sup> 及び通勤手当を 除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、管理職手当、 地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基 礎額)、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地 手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

(注1) 「きまって支給する給与」とは、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、  
役付手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与をいう。

(注2) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤  
務実績に対して支払われる手当をいう。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
		大 学 卒	40.9 (33.0)	36.5 (44.4)	
高 校 卒	25.9 (25.9)	27.2 (52.1)	72.8 (47.9)	0.0 (0.0)	74.1 (74.1)

(注) 1 表中の初任給の改定状況の欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

2 ( ) 内は、平成28年の調査結果である。

第7表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	37.8 (39.2)	11.8 (6.8)	0.0 (0.0)	50.4 (54.0)
課 長 級	27.8 (33.0)	12.5 (7.6)	0.0 (0.0)	59.7 (59.4)

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 ( ) 内は、平成28年の調査結果である。

第8表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	前 年 比			定期昇給 制 度 な し	
			増 額	減 額	変化なし		
			係 員	96.8 (93.2)	96.8 (91.9)		23.3 (19.3)
課 長 級	84.9 (87.9)	84.9 (85.4)	19.6 (17.5)	2.7 (13.6)	62.6 (54.3)	0.0 (2.5)	15.1 (12.1)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 ( ) 内は、平成28年の調査結果である。

第9表 民間における家族手当の支給状況及び配偶者に対する  
家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
79.3	(95.2)	[15.6]	[9.0]	[75.4]

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第10表 民間における家族手当の支給月額

項目	支給月額	
扶養家族の構成	配偶者	11,282円
	配偶者と子1人	16,348円
	配偶者と子2人	21,271円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所全体を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については10,000円、子については、1人目及び2人目それぞれ8,000円であり、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第11表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	48.6%
非支給	51.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住宅手当の現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第12表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

区 分	部 長 級		課 長 級		係 員 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	51.7	48.3	51.1	48.9	58.6	41.4

第13表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり				定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	97.6	46.9	81.1	53.0	2.4
課 長 級	89.0	38.6	74.5	48.8	11.0

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第14表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適 用 従 業 員		(参考) 適用事業所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	2.7	2.7	4.5	4.5
30%	21.9	24.6	18.9	23.4
29%	—	24.6	—	23.4
28%	—	24.6	—	23.4
27%	1.0	25.7	2.3	25.6
26%	1.5	27.2	1.0	26.6
25%	72.8	100.0	73.4	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

## 標準生計費

### 平成29年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	-----	食料
住居関係費	-----	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	-----	被服及び履物
雑費 I	-----	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	-----	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における金沢市の平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した全国の標準生計費（人事院）に、家計調査における平成29年4月の全国の費目別平均支出金額に対する金沢市のその割合を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。



第15表 金沢市における費目別、世帯人員別標準生計費(平成29年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,450	48,380	56,650	64,920	73,180
住居関係費	57,970	71,540	61,090	50,630	40,180
被服・履物費	2,130	5,350	6,960	8,570	10,190
雑費 I	40,590	54,880	75,620	96,370	117,110
雑費 II	10,880	31,680	34,340	37,010	39,670
計	139,020	211,830	234,660	257,500	280,330

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.567	0.664	0.761	0.858
住居関係費	1.142	0.975	0.808	0.641
被服・履物費	0.426	0.554	0.682	0.811
雑費 I	0.321	0.442	0.563	0.684
雑費 II	0.394	0.427	0.460	0.494

## 労働経済の動向

第16表 労働経済指標

項 目			年 月		平成	5 月	6 月	7 月
			28 年	4 月	5 月	6 月	7 月	
賃金・労働時間  厚生労働省 〔毎月勤労統計調査〕	全 国	① きまって支給する給与 (調査産業計)	金額(円)	293,837	287,535	290,273	290,078	
			前年同月比(%)	0.5	0.3	0.0	0.3	
	石 川 県	② うち所定内給与	金額(円)	267,569	263,048	265,664	265,544	
			前年同月比(%)	0.4	0.1	0.1	0.4	
	石 川 県	③ 総実労働時間数(調査産業計)	時間数(時間)	153.8	142.7	154.0	151.5	
		④ うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.3	12.2	12.5	12.5	
	石 川 県	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)	金額(円)	284,316	277,343	279,779	280,455	
			前年同月比(%)	2.2	0.1	0.7	0.7	
石 川 県	⑥ うち所定内給与	金額(円)	258,849	253,330	254,802	255,872		
		前年同月比(%)	2.7	0.1	0.5	0.6		
石 川 県	⑦ 総実労働時間数(調査産業計)	時間数(時間)	162.6	149.2	163.1	159.3		
	⑧ うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.1	12.4	12.9	12.9		
生計費  総務省 〔家計調査〕	⑨ 消費支出 (二人以上の世帯)	全 国	金額(円)	298,520	281,827	261,452	278,067	
			前年同月比(%)	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.7	△ 0.9	
生計費  総務省 〔家計調査〕	⑨ 消費支出 (二人以上の世帯)	金 沢 市	金額(円)	300,326	276,107	367,444	275,215	
			前年同月比(%)	0.6	0.8	26.1	△ 17.5	
物 価	⑩ 消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比(%)	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	
		金 沢 市	前年同月比(%)	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.5	
	⑪ 国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比(%)	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5	△ 4.2	
雇 用	⑫ 常用雇用指数(厚生労働省)		前年同月比(%)	0.8	0.8	0.9	0.8	
	⑬ 完全失業率(総務省労働力調査)		率 (%)	3.2	3.2	3.1	3.0	
	⑭ 有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	倍 率(倍)	1.33	1.35	1.36	1.37	
		石 川 県	倍 率(倍)	1.59	1.61	1.63	1.63	
⑮ 実質国内総生産(内閣府)			前年同期比(%)	0.4				

- (注) 1 ①～⑧及び⑫は、事業所規模30人以上の数値である。  
 2 ①、②、⑤、⑥、⑩、⑪及び⑬は、平成27年平均=100(ただし、①、②、⑤、⑥及び⑫の平成28年12月以前は平成22年平均=100)とした指数を基礎としている。  
 3 ⑬及び⑭は、季節調整値である。  
 4 ⑮は、平成23暦年連鎖価格である。

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平 成 29 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
288,290	289,120	290,976	290,747	290,721	288,063	289,344	291,429	294,971	289,051	
0.3	0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3	0.5	
264,258	264,977	265,572	265,104	264,861	263,367	264,149	266,100	268,859	264,818	
0.5	0.5	0.5	0.7	0.6	0.6	0.3	0.0	0.6	0.7	
145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	144.7	
11.9	12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2	12.3	
278,471	280,371	278,475	279,737	279,893	277,591	280,711	283,244	281,906	277,052	
1.3	1.0	0.4	0.8	0.4	△ 0.2	0.8	0.9	△ 0.9	0.0	
253,848	255,407	252,628	253,752	254,713	252,053	254,745	257,145	256,596	252,236	
0.9	0.9	0.2	0.5	0.6	△ 0.4	0.7	0.7	△ 0.9	△ 0.4	
155.3	156.6	155.8	158.4	156.1	146.8	155.7	158.0	160.6	150.7	
12.6	13.0	13.4	13.3	13.4	12.8	13.5	13.5	13.4	12.8	
276,338	267,119	281,961	270,848	318,488	279,249	260,644	297,942	295,929	283,056	
△ 5.1	△ 2.6	△ 0.2	△ 0.9	0.1	△ 0.6	△ 3.4	△ 1.0	△ 0.9	0.4	
265,187	260,050	335,521	332,623	363,084	341,969	321,159	367,012	365,261	349,263	
△ 8.4	△ 12.7	13.5	△ 5.4	1.7	17.6	10.6	13.9	21.6	26.5	
△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4	
△ 0.6	△ 0.6	0.0	0.4	0.3	0.6	0.8	0.6	0.9	1.3	
△ 3.8	△ 3.3	△ 2.7	△ 2.3	△ 1.2	0.5	1.1	1.4	2.1	2.1	
0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.6	1.8	
3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1	
1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	
1.62	1.62	1.64	1.67	1.68	1.76	1.80	1.82	1.86	1.90	
0.3		0.3			0.3					